

白山杣取権の一考察

―天文相論時の織田信秀の関与について―

竹間 芳明

はじめに

白山禪頂杣取権をめぐる相論の長い歴史の中で、白山麓の村が当事者として史料に現れるのは、天文相論である。

天文相論は、元々白山信仰とは無縁であった牛首・風嵐村が越前平泉寺の支援を得て、加賀馬場禪定道の尾添村の既得権（杣取権）を侵したことが原因となっている。そして、この相論は幕藩体制確立以降も続いていくことになる。最終的に、平泉寺が白山の支配統括権をほぼ独占する結果となるが、当事者の村は、杣取権獲得のために懸命な工作活動をしていた。その背景には浅香年木氏が指摘するように、信仰上の問題ではなく参詣者からの参銭の奪い合いという、白山麓に暮らす

「土地得ぬ山の民」の生活権維持・向上に直結する深刻な問題が存在していたのである。^②

これは、天文期の加賀山内惣庄内の相論のみならず、広く白山麓に関わる事象だった。永祿年間には、美濃馬場禪定道でも杣取相論が起っており、越前朝倉氏に訴えがなされている。特に天文相論の牛首・風嵐村が越前上打波村と結託し、美濃馬場禪定道杣取権に関わり実力行使（石徹白村の関所の人間を人質にする）^③に出ていることは、その顕著な事例である。まさに、天文相論は、白山麓の村の台頭の端緒とも言えよう。

ところで、この天文相論自体は、最終的に幕府の裁定で尾添村勝訴となったが、その裁定に関わる史料に、何故か加賀とは遙か遠方の尾張の有力武将織田信秀が登場する。管見では、この点に関する考察は、横山住雄氏と永井隆之氏以外なされていないが、両氏の見解は全く異なっている。^④特に永井氏が、朝倉氏の相論への関与について言及していることが着目される。果たして朝倉氏は、天文相論に関わったのだろうか。

小稿では、以上の観点から、杣取権を信仰

とは無縁の生活権をめぐる闘争であるとの先行研究の認識に立ち、加賀馬場禪定道を舞台とした天文相論への織田信秀の関わりについて検討を行う。これを通じて、白山麓の村落間の対立の究明の手がかりを探る一助にした

一、織田信秀と白山禪頂社殿造営

天文一〇年（一五四一）に加賀禪定道の大汝峰の大己貴社殿が暴風雨で倒壊し、その二年後に牛首・風嵐村と尾添村との間で、社殿再建を巡り相論が勃発する。その後、紆余曲折を経て、最終的に幕府に訴訟が持ち込まれた。そして、天文一四年（一五四五）に尾添村勝訴の裁定が下される。その具体的内容は、二度にわたり將軍足利義晴へ提出するために作成された幕府奉行人連署意見状で知ることができる。ちなみに二度目の意見状は案文のみが伝わる。^⑤

〔史料A〕

白山惣長吏澄辰法印与結城七郎
四郎宗俊相論、加州白山禪頂社
造立杣取事

両方申詞雖事多、澄辰出帯之証文、或泰澄記、柚木取寸方注文、或従往古長吏進止之旨四郡一行、同結城知行分山内惣庄三組連判、尾添村柚取之段右同前、至宗俊者、貞觀二年之泰澄記并平泉寺連署寺家記録案文、宗俊養父宗弘折紙等出帯之、但文章不令分別、然風嵐柚取之儀、雖載貞觀之泰澄記、彼年号及數百年之處、墨筆料紙古新之趣、非疑殆一之上、結城白山造立柚取事、進止之証跡無所見、況於牛頸・風嵐哉、將亦對御下知、付于狼藉之間、違背之咎雖申出、三答之訴論内、一方不存知之条、不及是非、惣別神社仏閣造立造営願人在之時、不令知神主寺僧、直修造例如何、所詮為惣長吏上者、守先規、相談諸願人可遂其節之旨、對澄辰可有御成敗乎、宜為 上意矣、

天文十四年六月廿四日

- 左衛門尉盛就^(殿尾) (花押)
- 平 賴惠^(松田) (花押)
- 藤 原 光榮 (花押)
- 左衛門尉賴隆^(松田) (花押)
- 掃部助 光俊^(中沢) (花押)

〔史料B〕

重被尋下結城七郎四郎宗俊与白山長

吏澄辰相論白山禪頂造替事

如宗俊言上者、為織田彈正忠願人、尾添村輩令柚取及作事之旨、牛頸・風嵐兩村注進之折紙有出帯之、但尾添村中間違背之証跡不取進之、只從論人之兩村、敵對之儀態書載条、争可被賞哉、縦又違背之篇雖令現形、既貞觀二年泰澄記年号及七百年之處、墨筆料紙古新之趣、疑書之段、炳焉之上者、不可通牛頸・風嵐輩其咎、惣別或違背、或於中間狼藉者、以越訴之年記被經御沙汰儀定例也、至謀書之科者、侍・凡下条之本法在之間、宗俊訴訟不可能御許容、所詮先度如意見狀、對惣長吏守先例遂造営其節、可抽御祈禱精

左衛門尉晴長^(兼助) (花押)

肥前守 光種^(殿尾) (花押)

散位 貞広^(殿尾) (花押)

前丹後守晴秀^(松田) (花押)

沙 弥 宗安^(松田) (花押)

前信濃守長俊^(兼助) (花押)

(傍線筆者)

誠之旨、可被成奉書乎、宜為 上意矣、

天文十四年七月十九日 左衛門尉賴隆^(松田)

(以下、一〇人の奉行人の名を略す。)

右意見狀、結城七郎四郎尾添村中間

違背旨依申之、兩奉行閣之、傍輩中直御

尋儀也、白山長吏奉行堯連、結城奉行松

對也、^(殿尾) (傍線筆者)

最初の奉行人意見狀で、白山惣長吏澄辰が提出した「泰澄記」「柚木取寸方注文」・昔から白山惣長吏に社殿造営権があったとする加賀四郡の証明書・山内惣庄三組の連判狀等が証拠として採用され、白山本宮・尾添村側の権利が、全面的に認められ勝訴となった。

これに対して、牛首・風嵐村を支援した結城宗俊の申し立てにより再審理がなされたが、最初と同じ結論が出された。この時の奉行人意見狀案「史料B」では、結城宗俊の主張の中で、織田信秀の名が白山本宮側の願人(資金提供者)として突如現れる。白山相論に関わる史料の中で織田信秀が登場するのは、一度だけでこの奉行人意見狀案のみである。

白山本宮側が急遽願人の名を出したのは、

最初の意見状「史料A」の最後に記された「おおよそ、神社仏閣造立・造営の願人がいる時に、神主や寺僧に知らせずに、直ぐに修造することはいかがなものだろうか。結局のところ、惣長吏であるならば、先規を守り、諸願人と相談して造営を行うように、澄辰に注意されるべきである」という内容に対する措置であろう。勝訴したものの幕府から指摘された以上、白山惣長吏澄辰と尾添村は、自分達で新たに社殿を造営するためには、つじつま合わせをせざるをえなくなつた。そこで、資金提供者と相談した結果、社殿造営を試みたという形を整えようとしたものと考えられる。それでは、何故、願人として織田信秀が担がれたのだろうか。

この信秀登場の理由について、永井隆之氏は、天文一四年（一五四五）前後の織田氏と朝倉氏の戦略上の対立・連合関係に注意する必要があるものの、基本的には、斯波氏と朝倉氏との長年にわたる対立が、斯波氏の被官たる織田信秀を、尾添村方の社殿造営願主として登場させる契機となつたと結論付けている。その脈絡で、天文相論において牛首・風

嵐村が朝倉氏とも結んでいたと言及している。⁶⁾

一方、横山住雄氏は、信秀は尾張における白山信仰の支援を通じて人心収攬を計ることに主眼を置いており、加賀国内のどちらの村の用材を使おうが大きな違いはなかったとしている。⁷⁾ すなわち、白山本宮と結城氏の争い、牛首・風嵐村と尾添村の対立は、信秀にとつてどうでもよいことであり、ただ早く社殿が再建されることを望んでいただけだったという考えを述べている。

このように、織田信秀が願人となった背景について、両氏により異なる見解が示されているが、どちらが実証的か検討するために、天文相論段階の織田信秀を取り巻く政治・軍事情勢を分析する必要がある。また、朝倉孝景と朝廷・幕府との関係も考慮に入れなければならない。

天文一三年（一五四四）九月二二日、織田信秀は隣国美濃に侵攻する。

（土岐頼忠） 次郎・朝倉太郎左衛門・織田弾正忠三箇
（信秀） 国至於城下取懸候処、合戦得大利候、御働寔無比類題目、前代未聞候、被疵御高

名御手の衆数多討死候、御芳恩次第候、美濃守以書札申候、御帰国砌及心底程可被馳走事勿論候、恐々謹言、

（天文十三年） 九月廿四日 利政（花押影）

木沢左馬允殿

人々御中⁸⁾

これより詳しい戦闘内容を伝える九月二五日付水野十郎左衛門宛の斎藤道三の重臣長井秀元書状写がある。その中で「次郎・朝倉太郎左衛門・尾州織田衆上下具足数万五六千、惣手一同至城下手遣仕候、此方雖無人候、罷出及一戦、織田弾正忠手^{（信秀）}切懸、数刻相戦、数百人討捕候、頸注文進候、此外敗北之軍兵、木曾川へ二三千溺候、織田^{（織田信秀）}弾六七八人召具罷退候」との記述がある。⁹⁾

この時の戦いについて「朝倉始末記」で、又、天文十三年尾張織田弾正濃州へ攻入シ時、越前へ加勢之事申ケル間、同八月十二日二彼国へソ発向アリケル。カ、リケル処、弾正散々打負ケレドモ、宗滴ハ何事ナク帰陣有ケリ。と書かれており、朝倉勢は一族の長老教景が出陣したことになっている。教景（宗滴）

の出陣は、「当国御陣之次第」と「宗滴御雑談端々萩原覚候事」（朝倉宗滴話記）にもそれぞれ、「同年十三年^{甲辰}九月十二日、濃州^{江宗}滴御出陣」、「六十八歳濃州陣九月廿二日井口悉放火」と記されている^⑩。先の二つの書状では、当主孝景自身が出陣してることになっているが、いずれにせよ、朝倉勢が美濃攻撃に加わったことは確かである。

これらの史料から、土岐次郎・朝倉孝景・織田信秀の軍勢が美濃に攻撃を仕掛け、稲葉山城下まで迫ったが、織田勢が斎藤道三の反撃に遭い大敗北を喫したことが分かる。

横山氏は、この時の戦いについて、信秀と孝景は、連絡を取り合い、斎藤道三に追放された土岐次郎を支援して美濃に再入国させることにしたのであったと指摘している。その背景として土岐次郎が孝景の甥に当たり、孝景の要請をうけて信秀も兵を出したというのが実情ではなからうかという推測をし、出兵に関して尾張守護斯波義統の支持があったことも示唆している^⑪。斯波義統が支持したこと根拠として横山氏が示した史料が、尾張国中嶋郡の妙興寺宛禁制である。

禁制 妙興寺

一 当手軍勢甲乙人等、濫妨狼藉、陳取放火事

一 於境内殺生、況伐採山林竹木事

一 寺領名主百姓、号他被官、年貢諸公事

等令無沙汰事

一 祠堂米寄進田地徳政^并俵物相留事

一 於方丈^并諸寮舎要脚事

右条々、当寺依為古跡靈地、課役等末代

令免許畢、縦前後制札雖為棄破之、不混

余寺、不可有相違者也、仍下知如件、

天文十三年九月日

^{左兵衛佐} 御判^⑫

義統の禁制が発給されたのは、美濃で合戦が行われた天文一三年（一五四四）九月であり、この合戦に関わるものであることは首肯できる。すなわち、この時点で、尾張守護斯波義統は、朝倉孝景との連携で織田信秀が美濃へ侵攻することを正式に認めていたことになる。そもそも、信秀の主敵は美濃の斎藤道三であり、加賀の地に勢力を伸ばす意志は全く無く、まして、朝倉孝景と美濃侵攻という点で利害関係は一致しており、協力関係にあったものの対立する要因はなかったと見な

すべきである。

永井氏は、斯波氏と朝倉氏による越前支配をめぐる幕府への二度にわたる訴訟や、天文一〇年（一五四一）七月に尾張守護斯波義統が越前奪回を目論み、本願寺証如に加賀門徒の協力を依頼し、翌月断られていることを提示し、信秀が主家斯波義統の意向に添って行動した根拠としている^⑬。

確かに幕府での訴訟では、尾張守護代織田敏定が斯波義寛のために奔走しているが、敏定の系譜を引く天文年間の守護代は織田達勝である。達勝の奉行で、主家（守護・守護代）を凌ぐ実力者であった信秀が、守護斯波義統の越前奪回計画に従ったことは確認できない。天文一〇年（一五四一）前後の信秀の主な攻撃目標は、西三河の松平氏であり、越前侵攻をする余裕はなく、その意志もなかったと判断すべきである。当時の信秀は、守護の権威を利用しこそすれ、守護代被官としての立場に甘んじ守護の意向をそのまま受け入れたとは到底考えられない。

義統の越前奪回計画について、松原信之氏は、加賀一揆や美濃に没落した越前大野郡最

勝寺らの支援のもとに画策されもので、その背景には、孝景と激しく対立し若狭武田氏に亡命していた朝倉景高（孝景の弟）との連携があったことを想定させると分析している。¹⁵当時の越前を取り巻く加賀や若狭の情勢や景高の一連の行動からみて、松原氏の所見が、最も妥当である。

先述のように天文一三年（一五四四）には、義統は、朝倉氏との連携による信秀の美濃攻撃を認めており、越前奪回をあきらめたと見なすべきだろう。以上のように、信秀が白山禅頂社殿造営の願人となった背景は、尾張守護被官の立場によるものではないと結論付けたい。次に、朝倉氏が天文相論に関与したのか、次節で検討する。

二、朝倉孝景の動向

永井氏は、天文相論の政治的な背景として、越前守護朝倉氏と加賀一向一揆との対立関係があったことが窺われるとの考えを示している。その、歴史的経緯は、文明一三年（一四八二）九月に朝倉氏が甲斐氏を倒し、平泉寺を支配下に置き保護する立場にいたこ

とから、天文相論において牛首・風嵐村との関係を構築していったと言及している。¹⁶

先に触れたように、永祿年間に白山別山の美濃馬場禅定道柚取権をめぐり、石徹白村・上打波村・牛首・風嵐村等白山麓の村々の間で相論が起こったが、朝倉氏はその裁定者の立場にあり、自らが柚取権に積極的に関わる志向性は認められない。その朝倉氏が天文期に平泉寺の支配を介して、加賀禅定道柚取権に関与した形跡は全くない。平泉寺の保護も、領主としての義務である「神事」励行の一環としてみなすべきで、これを足がかりに白山支配に乗り出したわけではない。

朝倉氏が、天文相論の利害関係者として、平泉寺や牛首・風嵐村の背後にあり支援していたのなら、牛首・風嵐村を調略し、加賀侵攻の足がかりとして攻め入ることを試みたらう。加越国境封鎖時において、牛首村は重要な交通路になっており、永井氏も指摘するところである。¹⁶朝倉氏がここを軍事的に押さえれば、加賀一揆にとっては打撃となる。それは、後年柴田勢が牛首・風嵐・嶋村等牛首組を味方にして、加賀一揆の最後の拠点山内惣

庄の吉野谷村七ヶ村を攻撃する際に使った路であった。しかし、牛首・風嵐村は、天文相論において、朝倉氏の支援を受け、加賀侵攻の手助けをすることはなかった。両村が内応しようと思えば、越前大野郡牛首・風嵐村間の通路に朝倉勢を引き入れたであろう。あくまで、対朝倉氏においては、加賀一揆の山内惣庄の一員としての立場を貫き、その侵攻に備えていたのである。柴田勢の調略に対しても直ぐにのつたわけではなく、当初「牛首組・能美郡拾六ヶ村、石川郡吉野村・佐良村・瀬波村・市ノ原村・木滑村・中宮村・能美郡尾添村」式拾三ヶ村之者共、六・七年之間、柴田殿へ付不申候」（傍線筆者）という状況であり、少なくとも天正七年（一五七九）までは、尾添村と共に抗戦を続けていた。¹⁷ちなみに、牛首村には、本願寺派最古の由緒をもつ林西寺があり、現在は、他の山内の村々の寺院同様に真宗大谷派に属しており、全住民が真宗大谷派門徒である。（現白山市白峰）

両村は、平泉寺も便宜的に担いで相論を有利に進めようとしたにすぎない。事実、近世に至り享保一二年（一七二七）には、柚取権

をめぐり平泉寺と争い、翌年幕府寺社奉行の裁定で敗訴している¹⁸。すなわち、双方の利害が天文相論時に一致していただけであり、強固な結びつきがあったとはいえない。尾添村の後ろ盾となった白山本宮に対抗するために平泉寺の権威を利用したが、その背後に朝倉氏の介入があったならば、断固拒んだはずである。繰り返すが、両村は対朝倉氏において、山内惣庄の一員としての立場にあることを選んでいた。だからこそ、牛首村を経由する通路を厳しく管理したのだった。これに関連する史料として、清原宣賢と本願寺証如とのやりとりがある。

▽◇(清原宣賢)従環翠軒申事ニハ、就御料所儀、能登へ下候。越前より加賀へとほり、自其、能登へ行候ハん程二路次無聊爾之様、加州へ可申付之由候。△◇即返事ニ、此儀ハ縦申付候とも、越前より来候ハん者をバ、加州にて可打留とのさだめにて候間、中々申下間敷候。と返事させ候。¹⁹

加賀では越前から来る者を留める規定があったことが知られる。

享祿の錯乱以来、本願寺・加賀一揆と朝倉

氏は敵対関係にあった。そのため、加越国境は封鎖され、北陸道では朝倉氏による厳しい管理統制が続いていた。²⁰一方、越前大野盆地（谷峠）牛首ルートは、加賀一揆側の防衛ラインを守る重要な役割を担っていたのだった。まさにこの越前側の入口に当たるのが牛首・風嵐村である。²¹

朝倉氏にしても、大野郡を完全に掌握しきれない状況下で、白山相論に介入する余裕などなかったと判断される。

(封紙の注記)
享祿五 二月三日

大野郡於穴間之城

(封紙上書き)

「伊井三郎左衛門尉殿 孝景」

去月廿日於大野郡穴間城合戦之時、被打疵忠節神妙、弥可抽軍功者也、恐々謹言、
二月三日 孝景（花押）

伊井三郎左衛門殿²³

一同五年穴間へ右衛門太夫殿手遣、正月十六日・同十九日構被破候畢、²⁴

『朝倉氏五代の発給文書』では、この二つの史料にある穴間城の位置と攻撃の相手は不明で合戦自体が他の史料に現れず、享祿の錯

乱に引き続く加賀一揆と朝倉氏との対立を背景にするものとみられると推定している。²⁵少なくとも、大野郡の山間部に反朝倉勢力がいたことは確かであろう。

両村の側に立ち幕府の訴訟に臨んだ奉公衆結城宗俊と朝倉氏との間で、天文相論時に協力関係があったことを示す史料はない。

佐藤圭氏によれば、天文相論時の朝倉氏当主孝景の治世は、朝倉氏五代の中で全盛期に当たり幕府における身分、格式の上昇はめざましいものがあつた。天文七年（一五三八）七月二日には、三職（斯波・細川・畠山）に次ぐ家格である御相伴衆となっているが、佐藤氏は、その背景として將軍義晴室の実家近衛家と朝倉氏との密接な関係をあげて、義晴と孝景との親しい関係構築に近衛家が介在・寄与した可能性を示唆し、これがひいては御相伴衆への取り立てに至ったとの予測をしている。そして、翌天文八年（一五三九）から天文十一年（一五四二）にかけての「越前へ書札案文」から、將軍足利義晴と孝景は非常に親密で、単なる格式以上の家族的なものを窺わせるとの指摘がなされた。²⁶

相論が勃発する前年の二月には、將軍から唐物錦一疋・羅一疋・紗一疋が孝景へ下賜されており、五月には、孝景から幕府へ殿中造當費三万疋が進上されている。²⁷⁾この事例からも、將軍と朝倉氏が親密な関係にあったことが分かる。当時の幕府の実権は管領細川晴元が握っていたが、天文相論時の孝景と晴元との関係も良好であったと考えられ、「朝倉始末記」では、孝景の嫡男延景²⁸⁾義景の正室について「北ノ御方ハ、細川右京兆ノ息女ニテヲワシマセシガ、女子一人生給テ早世アリ」と記されている。義景も舅晴元と昵懇の間柄であったことは、次の史料から窺える。

今度、為使岸彦^(吉基)右衛門差上候之処、度々被召寄、種々御懇之由申候、御入魂之段誠恐悦至極候、猶御使僧へ申候、此由可²⁹⁾得尊意候、恐惶謹言、

十二月十四日

延景判

^(備前晴元)
右京大夫殿
まいる
人々御中²⁹⁾

松原氏は、朝倉氏が、天文三年（一五三四）に発足した細川晴元の最後の京兆政權を支えた有力大名の一家であったと指摘している。³¹⁾

また、天文四年（一五三五）一二月孝景は後奈良天皇の即位に一万疋を、天文九年（一五四〇）九月には禁裏修理料百貫文を進上しており、近衛家との関係も勘案すると、朝廷との関係も決して悪くはなかった。³²⁾

佐藤氏の分析からすれば、朝倉孝景が天文相論に本気で乗り出していたのなら、相論時の朝倉氏と右京兆家・將軍家・天皇との関係からみて、牛首・風嵐村や結城宗俊が敗訴する論旨や幕府奉行人の意見状が出されることはなからう。將軍義晴・細川晴元や近衛家を頼り、幕府・朝廷で積極的な政治工作をしたはずであるが、それを行ってはいない。一方、尾添村側は白山惣長吏澄辰と連携し、京都で朝廷や幕府に対して必死の工作活動をした。しかし、この根回し工作も、朝倉孝景と幕府（細川晴元・足利義晴）との関係を上回することは厳しかったろう。幕府奉行人意見状案には、「平泉寺、結城宗俊、牛首村、風嵐村、白山惣長吏澄辰、尾添村、織田信秀」が記されているが、朝倉孝景の名はない。以上、朝倉氏の天文相論への介入という解釈は成り立たず、飛躍した見方であると言わ

ざるをえない。朝倉氏が結城方として天文相論に介入したのなら、幕府の裁定で敗訴することはなかったと断言できる。

三、尾添村と織田信秀の接点

一、二節で検討したように織田信秀と朝倉孝景の天文相論への介入がなかったことを確認したが、改めて織田信秀が願人となった理由を考えたい。

そこで再度、天文相論の二度目の幕府奉行人意見状案「史料B」の中身を確認してみると、最初に、結城宗俊の言い分として、尾添村が織田信秀に願人になってもらい禪頂社殿の造営に取りかかっているということについて、牛首・風嵐村が報告してきた折紙を持参したとある。この造営主体は白山惣長吏澄辰であるが、澄辰や尾添村が織田信秀に造営費用拠出を依頼した背景は、京都における訴訟のための工作がひとつの手がかりになるだろう。

この時に、献身的に手助けしたのが、山科言継だった。山科家と白山惣長吏家とは姻戚関係にあり、既に澄辰の父澄祝は大永七年

(一五二七)に、白山禪定社殿造営の論旨を得るために上洛し、言継とともに行動している。ちなみに、言継は澄祝の義理の甥にあたる(澄辰とは従兄弟関係)。天文相論以前の段階でも社殿造営のために、白山惣長吏は京都で活動していたのである。また、本願寺実如は、澄祝と言継の伯母との婚儀に際して、祝いの品を山科家に送り、その返礼がなされていて、両者の間は友好関係にあった。澄祝自身も、加賀の本願寺一門清沢願得寺実悟と友好的であった。この関係故か、澄祝は近江坂本の將軍義晴のもとへ赴き礼を述べた後に、本願寺も訪ねている。そして、父の代からの人脈の遺産を受け継ぎ、澄辰は言継や本願寺証如を頼ることになる³³。

天文一二年(一五四三)正月二三日結城宗俊は、宗主証如の嫡男誕生祝いの進物を贈ることで对本願寺工作を行い、その返礼が三月二三日になされた。白山惣長吏澄辰も二月に誕生祝いを贈っている³⁴。結局、同年末に本願寺証如は、以下の指示を下した。

〔史料C〕

白山長吏へ、以返状、誕生^与音信之返、

遣之。◇又権現造管杢取事、牛頭・風嵐為此両所、越前平泉寺衆相語、令造管之段、言語道断之由候、即彼社令破却之由候、此儀堅可申付之由候間、申下事候、

この間に、白山本宮方、結城方双方が、工作をしたと考えられるが、結城宗俊の具体的な動きは不明である。確かに、証如による結城宗俊に関する記述は、嫡男誕生祝いのやりとりのみであるが、白山本宮の主張を全面的に認め、牛首・風嵐村が造営した社殿の破却を現地に命じるまでに一〇ヶ月かかっていることから、本願寺証如自身が逡巡していたことを窺わせる。

この指令が、澄辰への返礼がなされた同じ日に下されたことにも注意せねばならない。二月の祝儀の返礼を一月にすることは通常の儀礼なのだろうか。結城方への返礼に比べ異常に長すぎる。

結城宗俊は奉公衆であり、天文相論の敗訴決定後三ヶ月も経たぬうちに、將軍義晴から作事奉行に任ぜられていることから³⁵、幕府での地位は高く、証如は態度を決めかねていたのだろう。証如が決断するまでに時間が掛

かった要因として、この結城宗俊の幕府における地位や立場が影響を与えていたことが考えられる。

石田文一氏は、近世以降の白山相論の状況を見据えたいうえで、天文相論で牛首・風嵐村になんらかの権益獲得があっても不思議でないとし、天文相論の再検討の必要を提起している³⁶。これに関連し、『吉野谷村史』通史編(P八八)では、これまで、偽文書とされていた次の文書が、形式・花押影や文言の分析から、本物の文書の写しであるという可能性が高いとの記述がなされている。

〔史料D〕

結城七郎四郎宗俊申
加州白山権現再興事

泰澄大師以来為□人次第知行分、山内庄内風嵐村牛頭村地下人杢取儀領主之依申付也、先年養父宗弘、以一行筋目去年令下知既遂還宮処、同庄尾添村地下人無謂及違乱、剽社頭致破却云云、前代未聞次第也、所詮早退得競望、任先規可令両村存由、所被仰出之状如件

五月九日

盛 秀 (花押)

貞 兼 (花押)

風嵐牛頭村

名主沙汰任中³⁸

この史料の内容が事実とすれば、一旦は、結城宗俊と牛首・風嵐村方が勝訴したことになる。もし、そうならば、澄辰は、その巻き返しを即座に行わなければならなかった。既に澄辰は、その年の正月には上洛しており京都に滞在し続けていた。そして、五月二一日に言継が同行し澄辰は、本願寺を訪れて証如に面会し贈答のやりとりをしている³⁹。それは、先の幕府の裁定への対応と見なせば、時系列でみると整合性がある。果たして、六月五日に尾添村の杣取権を認める後奈良天皇の綸旨を獲得した⁴⁰。これは、幕府での訴訟の準備の一環と見なしうるだろう。

幕府が結城方の主張を認めたと仮定した場合、参考となるのが、『廻国雜記』・『白山禪頂私記』・『三峰相承法則密記・奥書』・『大永神書』の四つの宗教史料の分析を行った由谷裕哉氏の仮説である。由谷氏によれば、四つ

の史料の各々の修行観や白山そのものの宗教的位置づけが異なっており、加賀側だけでも山頂への禪定の仕方が複数あったとする。そこから、加賀禪定道も、その一つに過ぎなくなっていたとも考えられるとの推論に導かれる⁴¹。この由谷氏の知見から、加賀禪定道の正当性が崩れていることが想定される。すなわち、様々な登坂路が形成されており、それまで白山信仰と無関係な牛首・風嵐村が白山信仰ひいては杣取権に介入する余地が存在していた可能性が高かったことになる。

言継は、綸旨獲得後の翌年天文一四年(一五四五)二月から、本格的に白山本宮・尾添村を支え、幕府での訴訟工作に携わっている。二月一四日に尾添村の與七郎が、「武家へ訴訟」のために上洛し澄辰の書状を言継に届けた。二一日には言継が白山禪定の申状を用意し、本願寺の坊官粟津修理進へ渡し幕府政所執事伊勢貞孝に働きかけを依頼をする。その後、粟津修理進と談合をし、尾添村番頭四郎右衛門・與七郎兄弟が連携し証拠書類一式を整えるために加賀と京都を行き来するなど奔走した。この結果、尾添村の勝訴と

なり、八月二一日に尾添村四郎右衛門に、幕府奉行人意見状二通の写を渡し、本願寺へ見せる運びとなる。その四日後、言継のもとに「加州尾添七郎五郎杣取之儀理運、祝着之由申」との報告がなされた⁴²。この過程で、二度目の意見状に願人として、織田信秀の名が記されたのだった。

織田信秀と尾添村の接点として考えられるのは、白山本宮・尾添村方として尽力した山科言継である。

山科言継は、飛鳥井雅綱と伴に天文二年(一五三三)七月から尾張に下向し、一ヶ月近く滞在した経験がある。この間、言継は織田信秀やその重臣平手政秀と親密な交流をしており、友好関係が築かれた。また、信秀や政秀の富裕ぶりを目の当たりにして驚いている。特に、帰京を前にした八月一八日には、一、平手中務丞来、此間種々馳走之間、息助次郎⁴³葛袴被遣了、則御礼⁴⁴貳百疋進上候了、と尾張滞在中に言継一行が、平手政秀に大変世話になったことに対する礼をし、その返礼を受けていた。

この滞在期間に、天文相論において、尾添村・白山惣長吏澄辰と織田信秀を結びつける下地が形成されていた可能性が大いに考えられる。

そのうえ、織田信秀は、まさに天文相論が勃発した年の天文一二年（一五四三）に禁裏修理費用を献上したが、その実務担当者として上洛したのが平手政秀である。この折、政秀は大坂の本願寺も訪問している。

一七日◇尾州平手中務丞織田弾正被官為礼来就禁裏御

修理、為名代上洛之次二来仍致音信也。◇以肴一献与湯漬令对面也。如此相伴之儀雖不可有之事候、悪党と云、於尾張走回対門徒一段悪勢者之間、此分調請候也。一段大酒云々、◇

益次第、初献愚益取上テ平手雖不可奪之事候、祝

経厚・兼澄、平手又経厚、頼堯又平手又

愚、此節太刀出之。又兼澄又々経厚又々愚又々平手、此時返之太刀遣之。又頼堯納之也。

一八日 ◇平手へ、返礼遣之、使芝田也。⁴⁴

この本願寺証如の日記から、急速に台頭する織田信秀を警戒しつつも、使者である名代平手政秀には丁重に應對していたことが知ら

れる。

言継は友好関係を元に、急遽、財力を有する信秀に白山本宮側の造営費のスポンサーになることを頼んだとしても不自然ではない。信秀にとっても禪頂社殿の造営費を出すことで、尾張における白山信仰を保護する姿勢をアピールできると考えたであろう。このように、双方の利害が一致し、信秀を願人とする

ことにより、「史料A」での幕府奉行人の指摘に対応したと判断される。加えて、信秀は、白山惣長吏澄辰・尾添村の全面支持を表明した本願寺証如とも、関係を構築していた。その関係は、表面的にせよ決して悪いものではなかった。

言継の日記には、この信秀との接触・交渉には一切触れていない。それは、「史料B」の中で、「為織田彈正忠願人、尾添村輩令抽取、及作事」とあるように、信秀と直接交渉をしたのは、尾添村だったことが理由なのかもしれない。山科言継・本願寺証如は、あくまで、その仲立ちの役割を担ったのではなからうか。あるいは、既に天文相論の以前に、白山本宮側の費用提供者として、信秀が依頼さ

れ承諾した可能性も高い。いずれにせよ、信秀は言継・証如とのそれまでの関係から、彼等が支持する白山本宮や尾添村の願人となったと見なすのが妥当であろう。

ところで、「史料C」の本願寺証如の日記では、先に牛首・風嵐村が白山禪頂社殿造営を強行したことになっているが、「史料B」の幕府奉行人意見状案では、尾添村が造営していることに対して、牛首・風嵐村が異議を唱えている。すなわち両者の言い分は、出発点で異なっている。この齟齬は、先述のように幕府の最初の裁定で、「史料D」のように結城方の勝訴が事実とすれば、経過が整理でき問題がなくなる。

「史料C」のように、天文一二年（一五四三）一二月に下された証如の指令により尾添村が、既に牛首・風嵐村が造営していた社殿を破却した。そこで、翌年「史料D」で牛首・風嵐村は、尾添村の破却行為を幕府に訴え、五月九日にこの主張が認められた。しかし、その後の白山本宮・尾添村の巻き返しにより、再審がなされることになる。そこで、「史料B」では牛首・風嵐村は、破却した社殿を尾

添村が造り直そうとすることを主張しているのである。つまり、牛首・風嵐村の社殿造営↓尾添村による社殿破却↓尾添村の社殿造営行為という流れが分かる。

ここで、何故、本願寺とは本来無縁の白山信仰に証如が公然と、しかも社殿破却といった具体的に踏み込んだ指示をするという介入の仕方をしたのであろうか。それは、当時、白山本宮・平泉寺がともに叡山の末寺だったことが背景として考えられる。証如は、本願寺宗主の立場ではなく、叡山門跡青蓮院末寺の立場を全面に出したことを示唆する。同じ、叡山末ならば、白山信仰と同時に杣取権の象徴たる禅頂社殿造営に関して、問題なく干渉することができたのだらう。方や少なくとも牛首・風嵐村は、本願寺門徒の立場で、社殿造営をしたのではなかった。したがって到底納得できない指示であり、両村が従う意志は毛頭無く、結城宗俊を通じて幕府への訴訟へと動いたのは、当然の成り行きであった。

討を要する。それは、先に触れたように幕藩体制確立後も、両者の対立・相論は継続されているからである。近世の相論では、本願寺の介入は全くない。山内の分裂行動は、井上氏自身が指摘するように、雑賀一揆の分裂と同様に、社会経済史的な根深い対立が根底にあり、これがひいては、柴田勢侵攻時の分裂に至る要因となったと見なすべきであらう。ちなみに、井上氏は、石川郡瀬領村が城後小立野から突入したことが、金沢御堂陥落の契機となったことを紹介している。金沢御堂膝下の村ですら早くから、柴田勢の味方に付いていたのである^⑤。信心の多寡や本願寺に対する感謝と奉公の念の軽重が、分裂行動の主因となったわけではない。この、分裂行動に関する検討自体は、別稿で行いたい。

まとめ

小稿では、天文相論における織田信秀の関わりを中心に考察を行った。以下、えられた結論をまとめたい。

白山禅頂社殿造営⇨杣取権をめぐる争いは、容易に解決せず、幕府にまで訴訟が持ち

込まれた。最初の裁定は、結城宗俊・牛首・風嵐村方勝訴となった可能性が高いことが窺い知れる。白山本宮・尾添村方は、巻き返しを計り、京都を舞台に幕府での訴訟工作を必死で行うことになる。その時に、白山惣長吏澄辰と姻戚関係にあった山科言継が重要な役割を担った。そのうえ、態度を保留していた本願寺も、白山本宮・尾添村全面支持に回るようになった。

その結果、幕府奉行人は、白山本宮・尾添村全面勝訴の意見状を出すに至る。その際に同意見状では、白山惣長吏澄辰に対して、先規を守り諸願人とよく相談して社殿造営をすべきという注意が記された。これを不服とする結城宗俊は、異議を唱えたものの、二度目の幕府奉行人意見状も同じ内容であった。この間、一度目の奉行人意見状を受けて白山本宮・尾添村は、願人として織田信秀の名を連ねることにした。信秀は、白山信仰を保護する姿勢を誇示することで領国尾張の人心収攬を計ることを期待し、併せて山科言継や本願寺とのそれまでの関係から、願人になることを承諾することになったものと考えられ

る。特に、織田信秀やその重臣平手政秀は、山科言継が尾張に滞在した間に、言継と親密な関係を構築していることが注目される。以上の経緯から、信秀の願人の背景は、山科言継・本願寺との関係が大きく作用していたことが考えられる。もとより、信秀は、越前朝倉氏と対立関係にはなく、また、現地のどの村が社殿を造営しようと、関心がなかった。すなわち、相論自体に積極的に介入したわけではない。

また、平泉寺は、牛首・風嵐村側に立ったが、天文相論での具体的行動は判然としていない。そして、越前の戦国大名朝倉氏は、平泉寺を保護したものの配下においてはおらず、平泉寺を介して、織田信秀に対抗するために相論に関与した形跡はない。当時、織田信秀と朝倉孝景は、軍事上同盟をするなど敵対関係にはなく、それぞれが、攻撃する主な相手は別にあつた。特に、美濃に関しては共通の敵として、斎藤道三の存在が大きかったことがあげられる。

朝倉氏が、天文相論を足がかりに山内から加賀攻撃を企てた気配も全くない。そもそも、

朝倉氏は、対加賀一揆戦で加越国境周辺を舞台に長年に渡り激戦を繰り広げたが、山内まで侵攻することはできなかった。⁴⁷牛首・風嵐村も、対朝倉戦では、加賀一揆としての立場で行動していたのだった。

天文相論は、幕府裁定を受けて結城宗俊が、尾添村と吉岡七郎左衛門尉に対して、今後、柚取を妨げない旨を記した誓詞を提出し収束した。しかし、柚取権をめぐる相論は、近世に至り再び再燃する。それだけ、該当の村にとって、柚取権は死活問題だったことが分かる。

ところで、結城宗俊の居館があつたとされる、福岡と牛首・風嵐村は、現在もかなりの距離があり、車等を利用しなければ、直ぐには辿り着けない。しかも、その途中に尾添村が立ちほだかつていた。何故、その両者が結びついたのか。後世の伝承のように、牛首村の加藤藤兵衛が結城氏と深い繋がりをもっていただけなのだろうか。⁴⁸また、天文相論以降も結城宗俊は、幕府での地位は低下してはならず、天文相論で、果たして打撃を蒙つたのか。白山本宮の権威が凋落していく中で、柚

取権自体、宗俊に取って固執するべきものだったのか。このように多くの疑問が残る。これらの問題は、今後の課題である。

注

- (1) 『平泉寺文書』一五五・二一七号、『石川縣史』第式編P四一四・四一七
- (2) 浅香年木『百万石の光と影新しい地域史の発想』P一四三～一四四(能登印刷・出版部、一九八八年)近世白山相論の分析を行った見瀬和雄氏も、白山相論を参銭徴収の利権の争いとし、信仰上の問題が原因となっているのではないとの見解を述べている。(見瀬和雄「近世白山争論と白山麓幕領の成立―大名領知行権の性格をめぐって―」『徳川林政史研究所研究紀要』第24号、一九九〇年)
- (3) 「上村弥江家文書」(『白鳥町史』史料編二P四二三～四二四)、「石徹白徳郎家文書」一五二・四・二五号(『白鳥町史』史料編)
- (4) 横山住雄「織田信長の系譜信秀の生涯を追って」(教育出版文化協会、一九九三年)、永井隆之「文明六年・長享二年加賀一向一揆における白山本宮と山内衆」(『加能史料研究』第16号、二〇〇四年)
- (5) 「密谷家古文書」二号(『白山史料集』上巻)以下、「密谷」と略す。「何事記録」(『室町幕府引付史料集成』上巻)

- (6) 注(4) 永井前掲論文
- (7) 注(4) 横山前掲論文第三章五、白山信仰
- (8) 齊藤利政(道三)書状「古今消息集」五号(福井県史)資料編2)
- (9) 『愛知県史』資料編10中世3一五二五号、以下、『愛知』と略す。なお、織田信秀による美濃侵攻の年代比定に関しては、『新修名古屋市史』第二卷P五九五～五九六参照、以下、『名古屋』と略す。
- (10) 『朝倉始末記』(蓮如 一向一揆)続・日本仏教の思想4、岩波書店、一九七二年)、「当国御陳次第」(福井市史)資料編2古代・中世)、「宗滴御雑談端々萩原寛候事」(朝倉家録)、富山県郷土史会、一九八二年)
- (11) 注(4) 横山前掲書代四章二、斎藤道三に敗戦、『名古屋』P五九五～五九六でも、ほぼ同様な記述がなされている。
- (12) 『愛知』一五二九号
- (13) 『朝倉家記』(朝倉家録)、『大乘院寺社雑事記』延徳四年二月二日条
- (14) 『名古屋』P五八七～五九二
- (15) 松原信之『越前朝倉一族』P一三一～一三二(新人物往来社、一九九六年)以下、松原Aと略す。同『越前朝倉氏の研究』P二九五～二九六(三秀舎、二〇〇八年)以下、松原Bと略す。
- (16) 『天文日記』天文五年一〇月一八日条、以下、「天文」と略す。(『真宗史料集成』三卷)
- (17) 『貞享二年加能越里正由緒記』(若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上巻 史料編九一号、吉川弘文館、一九七〇年)、『新修小松市史』資料編8幕領第一章第一節1・2号、「白山一巻」(『白山史料集』上巻)、「白山麓拾八カ村留帳」(『白峰村史』下巻)、『越登賀三州志』鞆葉余孝卷之八上杉景勝・河田豊前攻小出城。賀賊又越。柴田・佐久間撃之。
- (18) 『平泉寺文書』一〇三・一五五・一五六・一五七・一六五号
- (19) 『天文』天文七年三月六日条
- (20) 松原B P一七一～一七二
- (21) 山内を通る道(谷峠・大日峠)は、加賀と越前をつなぐ重要な迂回路であった。(浅香山木『北陸真宗教団史論小松本覚寺史』P一六一、能登印刷出版部、一九八三年)
- (22) 『福井県史』通史編2 P七七〇～七七二
- (23) 四代朝倉孝景発給文書五七号(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館古文書調査資料1『朝倉氏五代の発給文書』、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇〇四年、以下、『朝倉氏』と略す)
- (24) 『当国御陳之次第』
- (25) 注(23) 五七号解説(『朝倉氏』P一一〇～一一一)
- (26) 佐藤圭「朝倉氏と室町幕府―御札進上を中心として―」(『戦国大名朝倉氏と一乗谷』、高志書院、二〇〇二年)、「御内書案」天文七年七月二日条(『後鑑』第四篇 新訂増補国史大系第三七巻、以下、『後鑑』と略す)、「越前へ書札案文」(『福井県史』資料編2)
- (27) 『大館常興日記』天文一一年二月二日・五月二四日条
- (28) 『朝倉始末記』
- (29) 『五代朝倉義景発給文書』四号(『朝倉氏』)
- (30) 『二條寺主家記』天文三年九月九日条(『後鑑』)
- (31) 松原A P一二四
- (32) 『後奈良天皇宸記』天文四年一月一日条、『大館常興日記』天文九年九月二八日条
- (33) 『言国卿記』明応七年二月五日・三月一六日条、『言繼卿記』大永七年正月四日・三月五日・三月六日・八月三〇日・九月一日・一〇月三日条、以下、『言繼』と略す。『実隆公記』大永七年八月三〇日条、「天文」天文五年一〇月九日・一二月一七日条
- ちなみに、超勝寺実頭の孫娘(娘の子)は、白山長史に嫁している。(『諸家分脈系図』『真宗体系』第一六巻)

- (34) 『天文』天文二年正月三日・二月二七日・三月三日条、「音信御日記」天文二年正月三日・二月二七日・三月三日・二月二四日条（北西弘『一向一揆の研究』史料篇、春秋社、一九八一年）、以下、「音信」と略す。
- (35) 『天文』天文二年二月二四日条、本願寺証如は、現地への指示を正式に下した後、翌年の幕府における訴訟で、全面的に白山惣長吏澄辰を支持することになる。
- (36) 『大館日記』天文一四年九月四日条（『後鑑』）
- (37) 石田文一『白山争論』研究の濫觴―森田柿園・日置謙の所論から―（『石川県立博物館紀要』1号、一九八八年）
- (38) 結城七郎四郎下知状「中村三郎兵衛家文書」（『白峰村史』下巻）
- (39) 『言継』天文一三年正月一日・五月二二日・五月二二日・五月二三日・五月二五日・五月二六日条、「天文」天文一三年五月二五日条、「音信」天文一三年五月二五日・五月二六日条
- (40) 「密谷」一号
- (41) 由谷裕哉「一向一揆時代における加賀白山をめぐる四つの宗教テキストについて―予備的考察」（『北陸宗教文化』第17号、二〇〇五年）
- (42) 『言継』天文一四年二月一四日・二月二二日・三月一〇日・五月五日・六月一四日・八月二二日・八月二五日条
- (43) 『言継』天文二年七月二日・七月九日・七月二二日・七月二三日・七月二四日・七月二七日・七月二八日・八月六日・八月七日・八月八日・八月九日・八月一〇日・八月一日・八月二日・八月一四日・八月一五日・八月一八日条
- (44) 『天文』天文二年五月一七日・五月一八日条
- (45) 井上鋭夫『一向一揆の研究』第七章五節一（吉川弘文館、一九七八年）、『加賀志徴』下編P三三七
- (46) 小泉義博『越前一向衆の研究』P三三四（法蔵館、一九九九年）、「朝倉始末記」
- (47) 『四居万治郎氏所藏文書』（『福井県史』資料篇2）
- (48) 「密谷」三号
- (49) 『白山麓拾八ヶ村留帳』

追記

小稿作成に当たり、御協力・御教示をいただいた、青木政範氏・小坂大氏・山口一男氏・佐藤圭氏・水谷みどり氏・山田雄造氏・福井県立文書館・林西寺に末尾ながら謝意を表したい。